

# 錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成24年2月27日（月）午後1時30分から

2、開催場所 錦江町本庁 2階庁議室

3、出席委員（20人）

会長	宿利原 勝吉
会長代理	近川 正人
2番	鈴 一磨
3番	東郷 輝昭
4番	木原 光郎
5番	厚ヶ瀬 博文
6番	黒瀬 正
7番	牧原 昇
8番	鍋 康博
9番	樋渡 俊信
10番	平原 榮
12番	貫見 和洋
13番	鮫島 廣幸
14番	猪鹿倉 昭雄
15番	落司 順一
16番	畠中 正秋
17番	寺田 郁哉
18番	安水 義文
19番	徳永 哲朗
20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 松元 辰朗 事務局長 折久木 まり子 書記 中野 好太郎 書記

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第38号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更・編入）について

議案第39号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議案第40号 平成23年度耕作放棄地調査に伴う非農地判定について

議長 | 只今より平成23年度第11回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。  
|

本日の総会は、貫見委員が遅延しております。  
本日の総会は、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立しております。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する会議録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員

なし。

議長

それでは異議ないということですので、16番の畠中正秋委員と17番の寺田郁哉委員を指名致します。  
宜しくお願い致します。

それでは、会務報告について事務局から報告と説明をお願いします。

事務局

会務報告と説明

議長

只今の会務報告について、何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員

発言なし

議長

会務報告を終わりましたので付議事項に入ります。議案第36号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画所有権移転について提案します。説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画所有権移転、受付番号6号の譲渡人は、K・SさんでA自治会の方です。

経営規模は、自作地24,300㎡です。

申請地は、神川上榎木迫1469番1、地目は台帳現況とも畑で、地積は5,266㎡。

次に神川上榎木迫1470番4、地目は台帳現況とも畑、地積は4,759㎡。

次に神川上榎木迫1470番9、地目は台帳現況とも畑、地積は3,749㎡で3筆合計の13,774㎡です。

譲受人は、I・TさんでS自治会の方です。

経営規模は、世帯員8、労働力3、自作地26,242㎡、小作地31,787㎡で茶を中心に耕作されています。

調査委員は、15番の落司委員となっております。権利の取得要件等を中心に調査報告をお願いします。

議長

落司委員調査報告をお願いします。

15番  
落司委員

15番ご報告申し上げます。I・Tさんは、認定農業者として今説明がありましたように茶の専業農家でございます。この方の農業の事業に供する農地の全てを耕作していると認められます。又、事業に必要な農作業に常時従事していると認められます。土地を有効に利用していると認められます。農業で自立しようとする意欲と能力を有しております。農業経営を主として従事する壮青年がいると認められます。このような中で農業機械等も充分持っていらっしゃると思います。全ての要件を満たしていると認められますので、何ら問題は無いと思われま

す。ちなみに10a当たり55万円であります。以上で終わります。

議長

調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員

発言なし

議長

無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員

はい。

議長

それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画所有権移転、受付番号6号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員

全委員挙手

議長

全委員賛成ですので農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画所有権移転、受付番号6号は決定しました。

次をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画所有権移転、受付番号7号の譲渡人は、A・Nさんで大阪府に在住の方です。  
経営規模は、自作地4, 638㎡です。  
申請地は、馬場山畑4311番4、地目は台帳現況とも畑、地積は1, 545㎡です。  
譲受人は、K・SさんでS自治会にお住まいの方です。  
経営規模は、世帯員5、労働力3、自作地32, 840㎡、小作地53, 173㎡を茶と甘藷を中心に耕作されています。  
調査委員は、2番の鈴委員にお願いします。権利の取得要件を中心に報告ください。

議長 鈴委員調査報告をお願いします。

2番  
鈴委員 はい、報告します。これは先月あっせんが上がってきた分でございます。  
譲受人のK・Sさんは認定農業者でございまして、あっせん候補者にもなっておられます。農地の利用状況は、全ての農地を効率よく耕作しておられ、意欲と能力のある元気者でございます。何ら問題ないと思いますので宜しくお願いします。

議長 調査報告を頂きましたが、質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

鈴委員 宜しいですか。

議長 はい。

鈴委員 金額は、場所的に行止まりの処で、農道等もあまり整備されていない三角の農地でありましたので、全部で30万9千円でした。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画所有権移転、受付番号7号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成ですので農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画所有権移転、受付番号7号は決定しました。  
以上で議案第36号、農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画所有権移転を終わります。次に議案第37号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画利用権設定について提案します。説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画利用権設定の受付番号365号から388号までを提案します。  
受付番号365号の貸し人は、Y・Hさんで鹿児島市の方です。  
申請地は、田代川原平原1901番3、地目は畑、地積は1, 144㎡です。  
期間は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までとなっています。  
小作料は、使用貸借ということでございません。  
借り人は、N生産組合で南大隅町にございます。継続です。  
調査委員は1番の近川委員にお願いします。権利者の取得要件を中心に報告ください。

次に受付番号366号の貸し人は、Y・Hさん、O自治会の方です。  
申請地は、田代麓ホケノ頭1284番、地目は畑、地積は5, 347㎡です。  
期間は、平成24年3月1日から平成29年12月14日までとなっています。  
小作料は、10a当たり7千円です。  
借り人は、M・OさんでI自治会の方です。新規です。  
調査委員は、9番の樋渡委員となっています。

次に受付番号367号の貸し人は、M・Fさん、鹿児島市の方です。  
申請地は、田代麓ホケノ頭1288番、地目は畑、地積は1, 813㎡です。  
期間は、平成24年3月1日から平成29年12月14日までとなっています。  
小作料は、10a当たり8千円です。  
借り人は、株式会社MさんでN自治会にございます。新規です。  
調査委員は、9番の樋渡委員をお願いします。

次に受付番号368号の貸し人は、T・Nさん、O自治会の方です。  
申請地は、田代麓ホケノ頭1287番、地目は畑、地積は2,724㎡です。  
期間は、平成24年3月1日から平成29年12月14日までとなっています。  
小作料は、10a当たり8千円です。  
借り人は、前号の株式会社Oさんです。新規です。  
調査委員は、9番の樋渡委員となっています。

次に受付番号369号の貸し人は、T・Kさん、H自治会の方です。  
申請地は、田代麓ホケノ頭1289番、地目は畑、地積は3,666㎡です。  
期間は、平成24年3月1日から平成29年12月14日までとなっています。  
小作料は、10a当たり8千円です。  
借り人は、前号の株式会社Mさんです。新規です。  
調査委員は、9番の樋渡委員となっています。権利者の取得要件について報告をお願いします。

次に受付番号370号と371号の貸し人は、T・Nさん佐賀県の方です。  
申請地は、馬場古川162番1、地目は田、地積は650㎡。  
次に馬場宮下1810番1、地目は田、地積は975㎡で2筆合計1,625㎡です。  
期間は、平成24年3月1日から平成34年12月14日までとなっています。  
小作料は、物納で合計米8俵となっています。  
借り人は、Y・AさんでO自治会の方です。新規です。  
調査委員は、10番の平原委員となっています。権利者の取得要件について報告をお願いします。

受付365号から371号までを提案しました。  
各調査委員は、権利の取得に関する要件を中心にご報告頂きたいと思います。

議長 近川委員、樋渡委員、平原委員の順に調査報告をお願いします。調査報告については、権利取得者に関する要件をお願いします。

1番 近川委員 はい、1番。365号でございますが、借り人がN生産組合ということで継続でございますが、農地の利用状況は良くされております。意欲と能力もお持ちの方でございます。常時従業員もおり全ての要件はクリアしていると認めます。機械等も装備されております。何ら問題は無いと思います。

9番 樋渡委員 9番、ご報告致します。M・Oさんに関しましては、Y・Hさんがホケノ頭に土地を持っていらっしゃるようで、M・Oさんの仕事を見てM・Oさんに作ってもらえないかということで、今回、M・Oさんが引き受けて今回上ってきた訳です。  
M・Oさんは、全てに要件を満たしております。現在耕作している土地も充分管理されて、今年はショウガも作ってみたいという意欲のある方です。何ら問題は無いと思いますので宜しくお願いします。

367号から369号までの報告を致します。  
株式会社Mさんですが、法人化されて要件を満たしており、この方も何ら問題ないと思います。この方もホケノ頭に土地を持っていらっしゃるようで、T・Kさんとは親戚になっておられます。それでこのFさん、Nさん、T・Kさんの3筆を前回作っていらっしゃる方が合意解約したいということで、今回Mさんが親戚の土地もあるので、ぜひ自分に作らせてくださいということで今回上ってきたものです。Mさんは、甘藷、ショウガなど作っていきたいということで頑張っております。農地も充分管理されて何ら問題は無いと思いますので宜しくお願いします。

10番 平原委員 370番と371番のAさんにつきましては、先月も出ましたので要件はクリアしております。別に問題はございません。

議長 只今、3名の委員から調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号365号から371号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号365号から371号までは原案のとおり決定しました。  
次をお願いします。

事務局 次に受付番号372号の貸し人は、T・Iさん、Y自治会の方です。  
申請地は、田代麓中村上原5580番、地目は畑、地積は3,206㎡です。  
期間は、平成24年3月1日から平成29年12月14日までとなっています。  
小作料は、10a当たり8千円です。  
借り人は、H・YさんY自治会の方です。新規です。  
調査委員は、12番の貫見委員としておりますが、今連絡が付きましてたので、調査委員は樋渡委員にお願いしたいと思います。

次に受付番号373号の貸し人は、M・Sさん、愛知県に在住の方です。  
申請地は、田代麓中村上原5585番、地目は畑、地積は2,346㎡です。  
期間は、平成24年3月1日から平成29年12月14日までとなっています。  
小作料は、10a当たり8千円です。  
借り人は、前号のH・Yさんです。新規です。

次に受付番号374号と375号の貸し人は、M・Nさん、N自治会の方です。  
申請地は、田代麓中村上原5594番3、地目は畑、地積は292㎡。  
次に田代麓中村上原5594番4、地目は畑、地積は740㎡で2筆の合計1,032㎡です。  
期間は、平成24年3月1日から平成29年12月14日までとなっています。  
小作料は、10a当たり8千円です。  
借り人は、前号のH・Yさんです。新規です。

次に受付番号376号と377号の貸し人は、T・Mさん、N自治会の方です。  
申請地は、田代麓中村上原5594番1、地目は畑、地積は3,938㎡。  
次に田代麓中村上原5594番2、地目は畑、地積は1,277㎡で2筆合計5,215㎡です。  
期間は、平成24年3月1日から平成29年12月14日までとなっています。  
小作料は、10a当たり8千円です。  
借り人は、K・SさんK自治会の方です。新規です。  
調査委員は、これも12番の貫見委員としていましたが、安水委員にお願いしたいと思います。

次に受付番号378号の貸し人は、S・Oさん、垂水市在住の方です。  
申請地は、田代麓高附1532番、地目は田、地積は848㎡です。  
期間は、平成24年3月1日から平成28年12月14日までとなっています。  
小作料は、3千円です。  
借り人は、前号のK・Sさんです。新規です。  
安水委員に調査報告をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

議長 樋渡委員、安水委員の順に調査報告をお願いします。

9番 樋渡委員 報告を致します。H・Yさんは今回も上がってきたところですが、今までも度々上がってきております。今牛舎を建築中です。あと少ししたら終わることですが、4月からは息子さんが帰ってこられます。それで認定農業者でもあります。建築中の牛舎は約30頭を飼うことが出来る規模の牛舎です。  
現在耕作されている畑、田は綺麗に管理されており何ら問題は無いと思われまので宜しくお願いします。

18番 安水委員 18番、報告致します。K・Sさんですが、池田に住まわれていらっしゃる方で43歳という若さの中で、甘藷を中心とした大規模農家であります。今回の借りられた土地ですが、この周辺の畑を管理されておりまして、畑の管理状況等も素晴らしい管理をされていますので何ら問題は無いと思えます。それと機械などですが、機械等も畑を充分管理できる機械を揃えていらっしゃると思いますので全く問題ないと思えます。皆様の判断を宜しくお願いします。以上です。

12番の貫見委員、自席に着席

議 長 只今、調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは受付番号372号から378号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号372号から378号までは原案のとおり決定しました。次をお願いします。

事務局 次の受付番号379号と380号の貸し人は、S・Kさん、H自治会の方です。申請地は、田代麓表木ノ下2051番、地目は田、地積は964㎡。次に田代麓表木ノ下2052番、地目は田、地積は801㎡、2筆合計で1,765㎡です。期間は、平成24年3月1日から平成28年12月14日までとなっています。小作料は、全部で9千円です。借り人は、K・KさんU自治会の方です。新規です。調査委員は、3番の東郷委員となっております。

次の受付番号381号と382号の貸し人は、S・Tさん、鹿児島市在住の方です。申請地は、田代麓塩井川1862番、地目は田、地積は1,781㎡。次に田代麓塩井川1863番、地目は田、地積は871㎡、2筆合計で2,652㎡です。期間は、平成24年3月1日から平成28年12月14日までとなっています。小作料は、全部で1万3千円です。借り人は、前号のK・Kさんです。

次の受付番号383号と384号の貸し人は、M・Mさん、Y自治会の方です。申請地は、田代麓塩井川1871番1、地目は畑、地積は1,095㎡。次に田代麓塩井川1871番2、地目は畑、地積は1,523㎡、2筆合計で2,618㎡です。期間は、平成24年3月1日から平成28年12月14日までとなっています。小作料は、全部で1万3千円です。借り人は、前号のK・Kさんです。新規です。

次の受付番号385号から388号の貸し人は、T・Tさん、Y自治会の方です。申請地は、田代麓塩井川1872番2、地目は田、地積は254㎡。次に田代麓塩井川1872番3、地目は畑、地積は255㎡。次に田代麓塩井川1872番4、地目は田、地積は1,773㎡。次に田代麓塩井川1872番5、地目は田、地積は450㎡。4筆合計で2,732㎡です。期間は、平成24年3月1日から平成28年12月14日までとなっています。小作料は、全部で1万3千円です。借り人は、前号のK・Kさんです。新規です。取得要件について調査報告をお願いします。

議 長 東郷委員、調査報告をお願いします。

3番 報告致します。S・Kさんは、昨年までは田を作っておられましたが、年齢の関係で作れないということで、Kさんをお願いされています。Tさん、Mさん、Tさんの3名は、Mさんが作っていましたが、Mさんが止めるということでKさんをお願いされて、Kさんが引き受けられています。

東郷委員 Kさんは、ショウガを目標に頑張っていらっしゃる訳ですが、堆肥散布機など色々揃えています。認定農業者でも認定されています。今ショウガ植えの堆肥関係を一生懸命頑張っているところであり何ら問題ないと思えます。宜しくお願いします。

議 長 只今、調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは受付番号379号から388号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号379号から388号までは原案のとおり決定しました。

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農地利用集積計画利用権設定の錦江町長に対する要請についてを終わります。

続きまして、議案第38号の農業振興地域整備計画の変更、用途区分変更と編入について提案します。説明をお願いします。

事務局 議案第38号 農業振興地域整備計画の用途区分変更及び編入について説明致します。初めに用途区分変更ですが、この件については平成24年2月14日、申請者から錦江町長に申請があり、2月15付けで錦江町長から農業委員会に意見が求められたものであります。

申請についての内容は、  
 申請者：H・F 氏 S自治会の方です。  
 申請地：神川川路迫1770番1、地目は畑、地積：1,173㎡のうち370㎡  
 変更内容は、用途区分変更  
 変更理由は、農業用施設（堆肥舎と農業用倉庫）の建設するということでありませう。

10ページから対象農地に関することと隣接地の同意の押印があります。  
 12ページに事前着工を行ったとのことで、始末書がついています。  
 13ページには、農用地でありますので代替地の検討を行わなければならないとのことで、代替地の検討結果が付いていますが、内容的には代替地の検討を行わなかったということと既に建築中であるとのことで、このままの形で許可を求めたいような内容となっております。

14ページからは、町内の位置図の申請地という処でございます。15ページに字図、16ページ、17ページに配置図などが示されております。  
 調査委員は、15番の落司委員となっております。

次に農用地編入ですが、申請は平成24年1月27日に申請されております。錦江町長から平成24年2月3日に農業委員会に意見を求められて、今回審査に上がったものであります。

申請についての内容は、  
 申請者代表：K・K 氏  
 申請地：田代麓刈切5219番42 地目は畑 地積 5,708㎡ K・K氏  
           田代麓刈切5237番1 地目は畑 地積 2,908㎡ J・M氏  
           田代麓刈切5237番6 地目は畑 地積 2,232㎡ H・Y氏  
           田代麓刈切5237番7 地目は畑 地積 1,237㎡ H・Y氏  
           田代麓刈切5237番8 地目は畑 地積 1,888㎡ Y・K氏  
           田代麓刈切5237番9 地目は畑 地積 1,292㎡ Y・K氏

変更内容は、農用地編入  
 変更理由は、優良農地の確保

22ページから25ページにかけて各所有者の同意書が付いています。26ページは町内の位置図となります。

27ページには斜めの線で示したところが今回の編入の申請があった処でございます、ここが字境になっておりまして、これまで農用地となっていなかったことから今回の申請に至ったものだそうです。

更に下に位置するK・Kさんの畑があるところです。  
 調査委員は、14番の猪鹿倉委員となっております。

議 長 落司委員、猪鹿倉委員調査報告をお願いします。

15番 落司委員 15番、報告を致します。2月23日の午前9時から会長と事務局、計4名で現地を調査致しました。  
農用地区分の変更という申請でありまして、ここに始末書と代替地検討結果というように書いてあります。  
この土地の東側と南側は自分の畑と山ということで、西側が畑になっていますが、西側とは距離が離れておりまして日陰などの影響も無いということで、西の方には差支えないということです。何ら問題は無いものと認められますので、ご審議頂きますように宜しくお願いします。

議 長 猪鹿倉委員。

14番 猪鹿倉委員 はい。報告します。K・Kさんの土地ですが、以前茶を植えられていましたが、茶を止められて他の方に貸していましたが、ここを造成されて優良農地に改良されるところでございます。  
それからJ・Mさん、H・Yさん、Y・Kさんのこの土地は、以前造成をされて茶を植えてありますが字が違うということです。この図面がありますが、下の方が川床という字でございまして、今回調査を行った農用地でなかったということで申請がされたところでございます。何ら問題ないと思いますので、皆さん宜しくお願いします。以上で終わります。

議 長 只今、調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは農業振興地域整備計画の変更、用途区分変更と編入について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、議案第38号の農業振興地域整備計画の変更、用途区分変更と編入について原案のとおり決定しましたので意見書を錦江町長へ回答したいと思えます。  
議案第39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についての変更を提案します。説明をお願いします。

事務局 今回の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、5年に1回の国及び県の基本構想の変更に伴い錦江町も変更するものであります。前回大幅な改正があり今回は、1ページの上から6行目にあります担い手や新規就農者、農業への参入を希望する企業等を含めた意欲ある多様な農業者をとという文言が変更されたところであります。  
ここで新規就農者や企業等の農業参入をこの基本構想ではっきりと農業を行えるものとする訳であります。4ページから11ページまでにかけては、各農業の形態による耕作面積や飼育頭数が示されておりますが、鹿児島県自体は県の数値を示しておるところでございますが、錦江町は錦江町の数値を示しているところでございます。  
この資料の他に新旧対照表もつけてございますので、内容をよく吟味いただけたらと思えます。  
それから、担い手の年齢部分でこれまで高齢の方の利用権設定で上がってきたところでございますが、今回のこれで行きますと多様な担い手というのはケースバイケースでやって行けば宜しいのかということも考えられております。産業振興課の担当者にもその旨この取り扱いについてはどのように図って行けばよいかと問い合わせたところ、やはりケースバイケースというようなことも話されておりましたので、門戸を広げているのかということでございます。以上提案したいと思えます。

議 長 只今、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についての変更に関する説明がございましたが、委員からのご質問あるいはご意見を伺いたいと思えます。

事務局 ちなみに、今回の変更はこの下線が付いているところが変更になった部分です。その辺りをチェックして頂けたらと思えます。

議長 無いようですが、それでは質疑を打ち切って、採決に入っても宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 議案第39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、議案第39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更は、原案を承認しまして意見書を錦江町長へ回答したいと思います。

議長 議案第39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを終わります。議案第40号の平成23年度耕作放棄地調査に伴う非農地判定について提案します。説明をお願いします。

事務局 平成23年度に実施しました耕作放棄地の調査は、8月及び9月を中心に年内調査したところでございます。そこで3名以上の農業委員で非農地判定をして頂いた分を別添資料の一覧表に掲載してあります。

事務局 中には、平成20年度調査時点では要活用農地としていたものが、今回の調査で非農地としてある分も含めて掲載してあります。

事務局 通し番号の185番から2056番まで755筆で2,041,363㎡となっております。

事務局 これは先月、非農地事案を委員ごとに確認して、計上してありますので申し添えます。

事務局 その前に230番と233番の間に231番を入れてください。入力で2と入力してしまっていて、3で上がっていません。ここが231番の田代麓高野4485番3、地目が畑、地積が15,501㎡を入れてください。入力の間違いでありました。

事務局 前回皆さんでチェックされたここに上がってきているものです。

議長 只今、平成23年度に実施しました耕作放棄地の調査で非農地と判定した農地について説明がありましたが、暫くの間各委員ごと自分の担当されたところの確認をお願い致します。

全委員 提案資料の内容を確認

議長 それでは宜しいでしょうか、各委員ご確認いただいたことと思います。ご異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 発言なし

議長 無いようですが、質疑を打ち切って、採決に入っても宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 議案第40号、平成23年度に実施しました耕作放棄地の調査で非農地と判定した農地について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、議案第40号平成23年度に実施しました耕作放棄地の調査で非農地と判定した農地については原案のとおり決定しました。

議長 以上で平成23年度第11回錦江町農業委員会総会の付議事項を終わります。

会長

16番

17番

議事録調整者 折久木まり子